

吸収合併に係る事後開示書面

2021年8月1日

大阪製鐵株式会社

2021年8月1日

吸収合併に係る事後開示書面

大阪府大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
大阪製鐵株式会社
代表取締役社長 野村泰介

当社は、2021年4月26日付で日本スチール株式会社（以下「日本スチール」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年8月1日を効力発生日として、当社を存続会社、日本スチールを消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。本合併について法令の定めにしたがい本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 効力発生日

2021年8月1日

2 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 株主の差止請求

会社法第784条の2に定める吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

日本スチールが発行する全株式を当社が保有しているため、会社法785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

日本スチールは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

日本スチールは、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し、令和3年6月11日付の官報において公告するとともに、同日付にて個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 株主の差止請求

本合併は、会社法796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、当社の株主は、会社法第796条の2に定める吸収合併をやめることの請求をすることができません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は会社法 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、同法 797 条第 1 項の規定により、当社の株主による株式買取請求権は認められていません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、令和 3 年 6 月 11 日付の官報および同日付の電子公告において本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、日本スチールから、その資産・負債およびその権利義務の一切を承継いたしました。

5 吸収合併消滅会社の事前開示書面

別添のとおりです。

6 変更登記日

本合併による当社の変更登記および日本スチールの解散登記の申請は 2021 年 8 月 2 日に行う予定です。

7 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2021年6月11日

吸収合併に係る事前備置書面

大阪府岸和田市臨海町1-1番地
日本スチール株式会社
代表取締役社長 廣口 貴敏

当社は、大阪製鐵株式会社（以下「存続会社」といいます。）を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収合併契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別添の「合併契約書」に記載のとおりです。

2 吸収合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1号）

当社は、存続会社の100%出資の連結子会社であるため、本合併に際して株式その他金銭等の交付を行いません。

3 新株予約権の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3号）

該当事項はありません。

4 吸収合併存続会社に関する事項（会社法施行規則第182条第4号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

大阪製鐵株式会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2の通りです。

（2）最終事業年度の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事実はありません。

- 5 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事実はありません。

- 6 本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条 5 号）

本合併効力発生日後の存続会社の資産額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況につきまして、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸 収 合 併 契 約 書

2021 年 4 月 26 日

吸収合併存続会社 : 大阪製鐵株式会社

吸収合併消滅会社 : 日本スチール株式会社



合併契約書

大阪製鐵株式会社（以下、「甲」という。）および日本スチール株式会社（以下、「乙」という。）は、両社の合併に関し、以下のとおり合併契約を締結し、本契約書（以下「本契約書」という。）を取り交わす。

（合併の方法）

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。

（当事者の商号および住所）

第2条 合併当事会社の商号および本店住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社：（商号）大阪製鐵株式会社

（住所）大阪府大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号

吸収合併消滅会社：（商号）日本スチール株式会社

（住所）大阪府岸和田市臨海町11番地

（効力発生日）

第3条 本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定にしたがい、これを変更することができる。

（合併に際しての対価の交付および割り当て）

第4条 甲は、甲が乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

（合併により増加すべき資本金及び準備金）

第5条 甲は、合併により資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

（会社財産の承継）

第6条 乙は所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理等)

第7条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

2 本合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途甲乙協議のうえ、相手方の同意を得て行うこととする。

(従業員の雇用)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

2 勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

(合併承認総会の省略)

第9条 甲は会社法第796条第2項、乙は同法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収合併する。

(本契約の解除等)

第10条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変等の不可抗力その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合または隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本契約について必要となる関係官庁等の許認可等を受けることができない場合には、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ、定める。

(誠実協議)

第13条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の成立した証として、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有する。

2021年4月26日

甲：大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
大阪製鐵株式会社
代表取締役社長 野村 泰介



乙：大阪府岸和田市臨海町11番地
日本スチール株式会社
代表取締役社長 廣口 貴敏



を
意
は
決
由
重大
約を
でき
議の
、甲
各1



第43回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
当社本店会議室

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・開催場所につきましては、昨年と同様、当社本店会議室での開催とさせていただきますので、お間違えのないようお願いいたします。
- ・昨年より、当日ご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

▶ 株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
添付書類	
▶ 事業報告	18
▶ 連結計算書類	36
▶ 計算書類	39
▶ 監査報告書	43

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2021年6月23日(水曜日)午後5時20分まで

 **大阪製鐵株式会社**

証券コード：5449

株主各位

(証券コード 5449)

2021年6月2日

(本店所在地)

大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号

(本社事務所)

大阪市中央区道修町三丁目6番1号

大阪製鐵株式会社

代表取締役社長 野村 泰介

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日(水曜日)当社営業時間終了の時(午後5時20分)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2021年6月24日(木曜日)午前10時

2 場 所 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号 当社本店会議室

本年も昨年と同様、当社本店会議室での開催としております。最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

- 3 目的事項 報告事項**
- 1.第43期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第43期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項	第1号議案	取締役9名選任の件
	第2号議案	監査役1名選任の件
	第3号議案	補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。なお、本株主総会招集通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

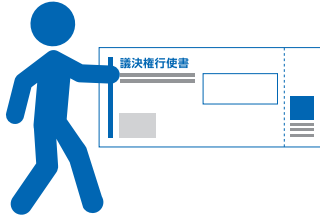
<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い>

- ・ご来場の際は、マスクの着用、アルコール消毒液による手指消毒および非接触型体温計による検温について、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・マスクの着用にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.osaka-seitetsu.co.jp>

議決権行使のご案内

株主総会へ出席される場合



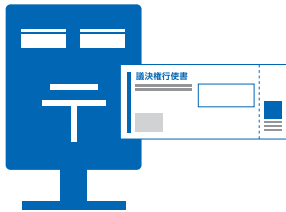
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付へご提出ください。

開催日時

2021年6月24日(木曜日) 午前10時～

株主総会に出席いただけない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日) 午後5時20分必着

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイトにアクセスいただき、賛否をご入力ください。
(詳細は次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」を
ご参照ください。)

行使期限

2021年6月23日(水曜日) 午後5時20分まで

※書面とインターネット等により二重で議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効といたします。
また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

行使期限

2021年6月23日(水曜日) 午後5時20分まで

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金や通信料金等は株主様のご負担となります。

議決権行使手順

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使システム」の取組内容をよく読み、ご了承ください。ご了承ください方は「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

次へすすむ 閉じる

<その他のご案内>

- 投票に通知等の電子配信に利用のお届出の履歴手帳表はご記入をクリックしてください。
- 投票に通知の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでにご登録になっているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、ご記入をクリックしてください。
- 住所変更や单元未選様式の複製請求などの用紙送付のご依頼はご記入をクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

PDFファイルの閲覧にはPDFビューアが必要です。 PDFビューア

Copyright © Sanwa Bank, Ltd. 三井住友銀行

「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙白紙に記載されています。電子メールにより投票に通知が送られていない場合は、投票に通知電子メール本文に記載しております。

議決権行使コード

ログイン 閉じる

入力して「ログイン」をクリック

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記に問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

0120-652-031

(受付時間 午前9:00～午後9:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了いたします。
つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席率
1	野村泰介	重任	代表取締役社長	100% (12/12回)
2	藤田和夫	重任	常務取締役、大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長	100% (15/15回)
3	若月輝行	重任	常務取締役、商品企画部長	100% (15/15回)
4	今中一雄	重任	取締役、生産技術部長、購買・外注管理部長、安全環境防災、設備技術に関する事項管掌	100% (12/12回)
5	尾崎文昭	新任	執行役員、営業に関する事項管掌、販売・物流企画部長、輸出部長、名古屋支店長	- % (-/回)
6	松田浩	新任	執行役員、経営企画・総務・財務・関係会社管理に関し取締役を補佐	- % (-/回)
7	石川博紳	重任 社外 独立役員	社外取締役	100% (15/15回)
8	松沢伸也	重任 社外 独立役員	社外取締役	100% (15/15回)
9	佐藤光宏	新任 社外 独立役員		- % (-/回)



所有する当社
株式の数
4,300株

取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

2020年度における
取締役会への出席状況
12/12回
(100%)

候補者番号

1

の 野 村 泰 介

重任

1959年11月8日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社	2017年 4月	同社執行役員グローバル事業推進本部副本部長
2003年 5月	同社名古屋製鐵所工程業務部長	2019年 4月	日本製鐵(株)常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長
2011年 4月	ニッポン・スチールインド社社長	2020年 4月	同社執行役員 当社顧問
2012年10月	ニッポンスチール&スミトモメタルインド社社長	2020年 6月	当社代表取締役社長 現在に至る
2015年 7月	新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 参与グローバル事業推進本部グローバル事業支援センター長		

【取締役の選任理由】

野村泰介氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、海外事業に幅広く精通するなど、経営者として高い識見と強いリーダーシップを有することから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
10,400株

取締役在任期間
(本総会最終時)
5年

2020年度における
取締役会への出席状況
15/15回
(100%)

候補者番号

2

ふじ 藤 田 和 夫

重任

1957年5月30日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社	2017年 4月	当社常務取締役大阪事業所長、大阪事業所堺工場長、教育に関する事項についてCLOを補佐
2007年 4月	同社堺製鐵所形鋼部長、技術開発本部環境・プロセス研究開発センター部長	2018年 7月	当社常務取締役大阪事業所長、Sプロジェクト班長、教育に関する事項についてCLOを補佐
2011年 4月	同社参与堺製鐵所長	2019年 4月	当社常務取締役大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長、Sプロジェクト班長、教育に関する事項についてCLOを補佐
2012年10月	新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 参与堺製鐵所長	2019年 6月	当社常務取締役大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長、Sプロジェクト班長
2014年 4月	同社参与建材事業部形鋼・スパイラル鋼管技術部長	2021年 4月	当社常務取締役大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長 現在に至る
2016年 4月	当社顧問		
2016年 6月	当社取締役購買・外注管理部部長、生産技術部部長、商品企画部部長、社長特命事項管掌		
2016年 9月	当社取締役西日本熊本工場長、西日本熊本工場リサイクル事業推進部長		

【取締役の選任理由】

藤田和夫氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、当社入社以来、圧延技術分野や製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
9,900株

取締役在任期間
(本総会終結時)
4年

2020年度における
取締役会への出席状況
15/15回
(100%)

候補者番号

3

わか つき てる ゆき
若 月 輝 行

重任

1959年3月2日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	新日本製鐵(株) (現 日本製鉄(株)) 入社	2014年 6月	当社上級執行役員商品企画部長、国際企画部部長
2007年 1月	同社建材事業部建材営業部形鋼・スパイラル鋼管技術グループリーダー (部長)	2016年 4月	当社上級執行役員大阪恩加島工場長、商品企画部長、国際企画部部長
2012年 4月	当社参与生産技術部部長、国際企画部部長	2017年 4月	当社上級執行役員大阪事業所恩加島工場長、商品企画部長、国際企画部部長
2012年 6月	当社執行役員生産技術部部長、国際企画部部長	2017年 6月	当社取締役大阪事業所恩加島工場長、商品企画部長
2012年11月	当社執行役員商品企画部長、国際企画部部長	2018年 6月	当社取締役商品企画部長
		2020年 6月	当社常務取締役商品企画部長 現在に至る

【取締役の選任理由】

若月輝行氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、当社入社以来、商品企画分野や製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
1,400株

取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

2020年度における
取締役会への出席状況
12/12回
(100%)

候補者番号

4

いま なか かず お
今 中 一 雄

重任

1962年8月4日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
2011年7月 同社広畑製鐵所電磁鋼板工場長 (部長)
2012年10月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 広畑製鐵所電磁鋼板部長
2014年4月 同社広畑製鐵所ブリキ部長

2017年4月 JCAPCPL社副社長
2020年4月 当社執行役員生産技術部長、購買・外注管理部長
2020年6月 当社取締役生産技術部長、購買・外注管理部長、安全環境防災、設備技術に関する事項管掌
現在に至る

【取締役の選任理由】

今中一雄氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識や海外勤務の経験を有するとともに、製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

-年

2020年度における
取締役会への出席状況

-/-回
(-)

候補者番号

5

お さき 心み あき
尾 崎 文 昭

新任

1968年3月8日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
2014年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 室蘭製鐵所総務部長
2016年 4月 同社本社棒線事業部棒線営業部長

2019年 4月 日本製鐵(株)本社経営企画部部長
2021年 4月 当社執行役員営業に関する事項管掌、販売・物流企画部長、輸出部長、名古屋支店長
現在に至る

【取締役の選任理由】

尾崎文昭氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、営業分野において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

まつ だ
松 田

ひろし
浩

新任

1969年2月26日生

所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

-年

2020年度における
取締役会への出席状況

-/-回
(-)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社

2017年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 名古屋製鐵所総務部長

2019年 4月 日本製鐵(株)総務部 席主幹、業務プロセス改革推進部 席主幹兼務

2020年 4月 同社関係会社部部長

2021年 5月 当社執行役員、経営企画・総務・財務・関係会社管理
に関し取締役を補佐
現在に至る

【取締役の選任理由】

松田 浩氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、総務分野等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

3年

2020年度における
取締役会への出席状況

15/15回
(100%)

候補者番号

7

いし かわ ひろ のぶ
石 川 博 紳

重任

社外

独立役員

1954年12月4日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月	三井物産(株)入社	2016年 5月	クレーブ・ワールドワイド AB インターナショナル ・シニア・アドバイザー
2006年 4月	同社エネルギー業務部長	2018年 6月	当社社外取締役
2010年 4月	同社執行役員人事総務部長	2019年12月	(株)パソナグループ顧問 現在に至る
2013年 4月	同社常務執行役員欧州・中 東・アフリカ本部長兼欧州 三井物産(株)社長		
2015年 4月	同社専務執行役員欧州・中 東・アフリカ本部長兼欧州 三井物産(株)社長		
2016年 4月	同社顧問		

[重要な兼職の状況]

クレーブ・ワールドワイドAB インター
ナショナル・シニア・アドバイザー
(株)パソナグループ 顧問

【社外取締役の選任理由および期待される役割の概要】

石川博紳氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、役員人事・報酬会議において、役員候補者の選定や役員報酬等に対し、客観的・中立的立場で適切に関与していただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。



候補者番号

8

まつ ざわ しん や
松 沢 伸 也

重任

社外

独立役員

1956年2月27日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月 塩野義製薬(株)入社

2005年 4月 同社法務部長

2013年 4月 同社執行役員法務部長

2016年 4月 同社法務部長

2019年 4月 同社法務部顧問

2019年 6月 当社社外取締役

現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

塩野義製薬(株) 法務部顧問

所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

2年

2020年度における
取締役会への出席状況

15/15回
(100%)

【社外取締役の選任理由および期待される役割の概要】

松沢伸也氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や企業法務に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、役員人事・報酬会議において、役員候補者の選定や役員報酬等に対し、客観的・中立的立場で適切に関与していただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

9

さとうみつひろ
佐藤光宏

新任

社外

独立役員

1956年3月16日生

所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

-年

2020年度における
取締役会への出席状況-/-回
(-%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4 月	(株)竹中工務店入社	2012年 3 月	同社監査室長
2002年 4 月	同社大阪本店技術部長	2014年 3 月	同社監査役
2006年 3 月	同社大阪本店品質監理部長	2021年 3 月	退任
2008年 3 月	同社監理室長		現在に至る

【社外取締役の選任理由および期待される役割の概要】

佐藤光宏氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や建設分野における技術的な知見が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、役員人事・報酬会議において、役員候補者の選定や役員報酬等に対し、客観的・中立的立場で適切に関与していただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石川博紳氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
3. 松沢伸也氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 佐藤光宏氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員となる予定です。また、当社は、第1号議案が原案どおり可決されることを条件に、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役櫻井勤氏の任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社
株式の数

0株

しら いし ひろ し 新任
白石宏司 1959年4月29日生

略歴及び重要な兼職の状況

1984年4月	新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社	2010年4月	同社執行役員業務プロセス改革部長
2005年7月	同社エンジニアリング事業本部プラント・環境事業部製鉄プラント第一部部長	2011年4月	同社執行役員技術本部技術総括部長
2006年7月	新日鉄エンジニアリング(株) (現 日鉄エンジニアリング(株)) 製鉄プラント事業部製鉄プラント第一Uプロジェクト部長	2012年4月	同社執行役員技術本部長
2007年7月	同社製鉄プラント事業部製鉄プラント第一U長	2013年4月	同社執行役員製鉄プラント事業部長
2008年7月	同社製鉄プラント事業部製鉄プラントエンジニアリング第一部長	2015年4月	同社常務執行役員製鉄プラント事業部長
		2015年6月	同社取締役常務執行役員製鉄プラント事業部長
		2017年4月	日鉄プラント設計(株)代表取締役社長
		2021年4月	日鉄エンジニアリング(株)常任顧問 現在に至る

【監査役の選任理由】

白石宏司氏は、エンジニアリング分野における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や技術的な知見、企業経営者としての経験を有していることから、当社監査役として適任であると判断し、新たに監査役候補者としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 白石宏司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白石宏司氏は、過去10年間に於いて、当社の親会社である日本製鉄株式会社の子会社等である日鉄エンジニアリング株式会社の業務執行者であったことがあります。同氏の同社における過去10年間の地位及び担当については、上記略歴に記載のとおりであります。
3. 当社は、第2号議案が原案どおり可決することを条件に、白石宏司氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

所有する当社
株式の数
0株

きし もと たつ じ
岸 本 達 司 1960年6月16日生

略歴及び重要な兼職の状況

1987年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
児玉憲夫法律事務所（現新世綜合法律事務所）入所
1998年4月 同所パートナー
2007年4月 大阪家庭裁判所調停委員
2009年4月 関西大学会計専門職大学院特別任用教授
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターあっせん委員

2011年6月 (株)シャルレ社外監査役
2012年4月 関西大学会計専門職大学院非常勤講師
2020年4月 新世綜合法律事務所代表
現在に至る

[重要な兼職の状況]
新世綜合法律事務所代表
(株)シャルレ社外監査役

【補欠社外監査役の選任理由】

岸本達司氏は、社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 岸本達司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸本達司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。また、当社は、第3号議案が原案どおり可決され、かつ、岸本達司氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

株主総会招集通知添付書類

第43期 事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動抑制から、個人消費が大幅に落ち込み、企業収益の悪化や先行きの不透明さから設備投資の見直しや延期などの動きがみられ、非常に厳しい状況となりました。

鉄鋼業界につきましても、同感染症拡大の影響により、国内鋼材需要は土木・建築向けの低迷に加え、自動車向けをはじめとした製造業向けも落ち込み、総じて大幅に減少いたしました。また、海外鋼材市場についても、中国の高水準での粗鋼生産の継続により世界粗鋼生産は増加しておりますが、同感染症の影響により輸出環境は悪化し、低水準となりました。

当社グループの属する普通鋼電炉業界におきましても、同様に鉄鋼需要は大幅に落ち込み、主原料である鉄スクラップ価格は年度を通じて上昇し、加えて2020年末からの急激な乱高下による変動等、著しく経営環境が悪化いたしました。

このような状況において、当社グループは、『2020年度連結中期計画 ～新たな飛躍～』に基づき、人と設備を基軸に重点課題に取り組んでまいりました。品質対応力強化や省エネルギーを目的とした大阪事業所 圧延ライン強化対策につきましては、主要設備である新粗圧延機2機の設置を終え、2021年度からの営業生産開始に向け、着実に実行してまいりました。更なる省エネルギー・省電力追求については、一昨年に引き続き大阪事業所堺工場に電気炉溶鋼攪拌能力の向上に資する設備の導入等を行ないました。

また、人材の確保・育成に向けた諸施策の推進、福利厚生施設の充実化、WEB会議やテレワークの実施、65歳定年制の導入等、少子高齢化等の社会環境変化への対応を図ってまいりました。

成長戦略として展開しておりますPT.KRAKATAU OSAKA STEEL (以下、KOS社) につきましても、財務基盤強化策として、KOS社に対する増資引受、長期融資、KOS社の短期借入金に対する債務保証を順次実行するとともに、今後の事業成長に向けた取り組みを実行しております。

こうした環境下におきまして、『2020年度連結中期計画 ～新たな飛躍～』につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により鋼材需要が減少し、鋼材売上数量が大幅に低下したことや鉄スクラップ価格の高騰によるコストの増加により、需要家の皆様のご理解を頂きながら販売価格の改善に努めたものの、利益目標を達成することができませんでした。

当連結会計年度の当社グループにおける鋼材売上数量は、108万6千トン（前期実績119万6千トン）、売上高は766億1百万円（前期実績915億9千2百万円）、経常利益は13億4百万円（前期実績67億4千6百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は8億9千7百万円（前期実績42億3千1百万円）となりました。

事業部門別売上高

区 分	2019年度 第42期 (前連結会計年度)		2020年度 第43期 (当連結会計年度)		前期比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
鋼 材	86,422	94.4	72,145	94.2	△14,277	△16.5
鋼 片 等	5,170	5.6	4,456	5.8	△713	△13.8
合 計	91,592	100.0	76,601	100.0	△14,990	△16.4

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は109億円であります。その主なものとしては、大阪事業所 圧延ライン強化対策に関する設備の設置工事等を行ないました。加えて、省エネルギー・省電力を目的として大阪事業所堺工場に電気炉溶鋼攪拌能力の向上に資する設備の導入等を行ないました。

なお、これらの設備投資に必要な資金は借入金および自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立が図られ、雇用・所得環境の改善が進む中で、緩やかに回復していくものと思われれます。

一方で、同ウイルスの変異株の発生等内外の感染拡大によるわが国の景気下押しリスクが存在しております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、同感染症による大きな落ち込みから、経済活動が回復していくことに伴い、鉄鋼需要は回復していくと思われれますが、中長期的には国内建築・土木向け鋼材需要は構造的に縮小していき、同感染症が終息した後も以前のような水準には回復しないものと想定しております。また、コスト面につきましても、中国のスクラップ輸入再開により、鉄スクラップ価格が高止まりするなど、今後も厳しい状況が続くと懸念されます。

こうした経営環境の下、当社グループは、本年4月に電炉法による鉄リサイクルを通じて循環型社会や脱炭素社会へ貢献するとともに、トップサプライヤーとして需要家のニーズに合った製品を供給するため、製造実力、コスト・品質競争力の更なる強化に向け、盤石な国内事業基盤の構築、今後も成長が期待できる東南アジア需要の確実な捕捉を通じた成長戦略、事業環境変化への対応を主眼とした「大阪製鐵グループ中期経営計画」を策定しております。

なお、本年8月に当社グループの平鋼事業の一層の競争力強化を目的として、連結子会社である日本スチール(株)の吸収合併を実行いたします。

以上の取り組みにより、引き続き企業としての収益性と成長性を高め、株主の皆様、需要家の皆様のご期待にお応えしていく所存でございます。

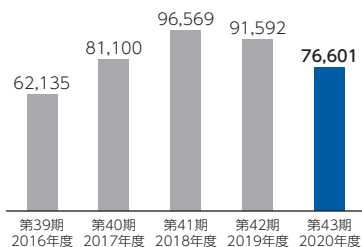
株主の皆様には、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

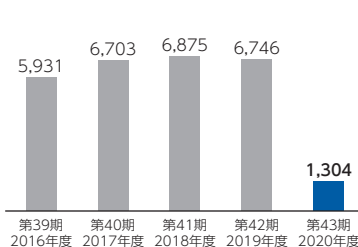
区 分	2016年度 第39期	2017年度 第40期	2018年度 第41期	2019年度 第42期	2020年度 第43期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	62,135	81,100	96,569	91,592	76,601
経常利益 (百万円)	5,931	6,703	6,875	6,746	1,304
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,769	4,318	4,122	4,231	897
1株当たり当期純利益	71円16銭	110円95銭	105円93銭	108円73銭	23円06銭
純資産 (百万円)	141,446	144,286	146,074	148,394	148,514
総資産 (百万円)	169,755	194,130	202,034	200,794	195,242

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 第41期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)に基づき、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更を行ったため、第39期及び第40期については遡及処理後の数値を記載しております。

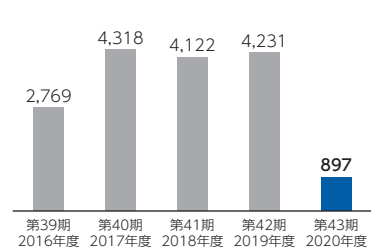
売上高 (百万円)



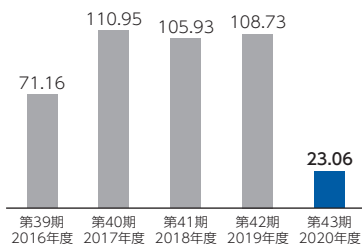
経常利益 (百万円)



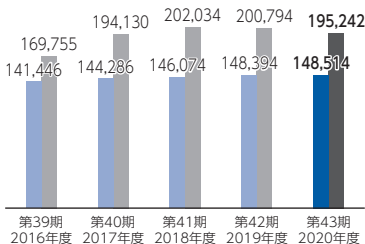
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



純資産/総資産 (百万円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項

当社の親会社は、日本製鉄株式会社で、同社は当社の株式を25,629千株（出資比率60.62%）保有しております。

②親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社から電力等の購入を行っておりますが、購入価格等の取引の決定に関しては、一般的取引条件と同様に取引を行っております。

また親会社に対して資金の貸付を行っておりますが、貸付条件の決定に当たっては、市場金利を勘案のうえ、一般の取引条件と同様に決定しており、社外取締役を含めた取締役会の承認に基づき貸付を行っております。さらに、資金の預託については、当社の余剰資金運用の一環として行っているものであり、随時、預託及び回収が可能なものであります。なお、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

以上により、取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

③重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東京鋼鐵株式会社	2,453	90.00	形鋼等の製造販売
日本スチール株式会社	498	100.00	平鋼等の製造販売
大阪新運輸株式会社	194	100.00	鋼材等の運送及び構内作業
西鋼物流株式会社	50	100.00	鋼材等の運送及び構内作業
株式会社コーテツ起業	60	100.00	鋼材生産に付随する請負作業等
大阪物産株式会社	120	100.00	鋼材及び製鋼原材料等の売買
	百万US\$		
PT. KRAKATAU OSAKA STEEL	100.0	86.00	鋼材の製造販売

(注) 1. 当社は、東京鋼鐵株式会社の発行済株式の90.00%を保有しており、同社が株式会社コーテツ起業の発行済株式の全てを保有しております。

2. 当社は、2021年8月1日付にて日本スチール株式会社を吸収合併する予定です。

3. 東京鋼鐵株式会社は、2021年7月1日付にて株式会社コーテツ起業を吸収合併する予定です。

4. PT.KRAKATAU OSAKA STEELは増資を行っており、当社はその増資を引き受けております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社7社で構成され、その主な事業は鉄鋼業、鉄鋼業に係る卸売業及び運輸業であります。当該各事業における主な内容は次のとおりです。

事業部門	主要な事業内容
鉄鋼業	形鋼、棒鋼、平鋼等の鋼材及び鋼片並びに鉄鋼加工品の製造販売
卸売業	鋼材、鋼片及び鉄鋼原料等の売買
運輸業	鋼材等の運送及び構内作業

(7) 主要な工場、本社並びに支店及び営業所

① 当社

- 本社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号
 (登記上の本店所在地 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号)
- 工場 大阪事業所堺工場 (大阪府堺市)
 大阪事業所恩加島工場 (大阪府大阪市)
 西日本熊本工場 (熊本県宇土市)
- 支店 東京支店 (東京都中央区)
 名古屋支店 (愛知県名古屋市)
- 営業所 九州営業所 (福岡県福岡市)

(注) 1.2020年12月31日をもって東北営業所を廃止いたしました。

2.2021年8月1日をもって名古屋支店を名古屋営業所へ機能変更予定です。

② 子会社

- 東京鋼鐵株式会社本社 (栃木県小山市)
 (登記上の本店所在地 東京都中央区)
- 同社小山工場 (栃木県小山市)
- 日本スチール株式会社 (大阪府岸和田市)
- 大阪新運輸株式会社 (大阪府堺市)
- 西鋼物流株式会社 (熊本県宇土市)
- 株式会社コーテツ起業 (栃木県小山市)
- 大阪物産株式会社 (大阪府大阪市)
- PT. KRAKATAU OSAKA STEEL (インドネシア共和国バンテン州)

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,024名	18名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
464名	12名増	37.9歳	14.2年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

会社名	借入先	借入額
大阪製鐵株式会社	株式会社みずほ銀行	27 百万US\$
	株式会社三菱UFJ銀行	10
	株式会社三井住友銀行	4
PT. KRAKATAU OSAKA STEEL	株式会社三井住友銀行	51
	株式会社みずほ銀行	42
	バンク・タブンガン・ペンシウナン・ナショナル	37
	株式会社三菱UFJ銀行	28
	株式会社国際協力銀行	8

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月26日開催の取締役会における決議に基づき、より一層の効率的な経営の推進および平鋼事業競争力強化を図ることを目的として、連結子会社である日本スチール株式会社を2021年8月1日付で吸収合併する予定です。

東京鋼鐵株式会社は、2021年4月28日開催の取締役会における決議に基づき、連結子

会社である株式会社コーテツ起業を2021年7月1日付で吸収合併する予定です。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

113,812,700株

(2) 発行済株式の総数

42,279,982株（うち自己株式 3,359,400株）

(3) 株主数

9,621名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	25,629 ^{千株}	65.85 [%]
立花証券株式会社	1,666	4.28
株式会社日本カストディ銀行	1,541	3.96
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	853	2.19
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	636	1.64
三井物産スチール株式会社	480	1.24
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	428	1.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	396	1.02
株式会社三菱UFJ銀行	352	0.91
野村信託銀行株式会社	339	0.87

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記大株主には、自己株式（3,359千株）は含まれておりません。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 株式会社日本カストディ銀行、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社は信託業務に係る株式であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は主な職業（重要な兼職の状況）
代表取締役社長	野 村 泰 介	
常 務 取 締 役	藤 田 和 夫	大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長、Sプロジェクト班長
常 務 取 締 役	若 月 輝 行	商品企画部長
取 締 役	中 島 克 英	営業に関する事項管掌、販売・物流企画部長、輸出部長、名古屋支店長
取 締 役	小 野 健 太 郎	経営企画・総務・関係会社管理に関する事項管掌、財務部長
取 締 役	今 中 一 雄	生産技術部長、購買・外注管理部長、安全環境防災、設備技術に関する事項管掌
取 締 役	石 川 博 紳	(株)パソナグループ顧問、クレアブ・ワールドワイドAB インターナショナル・シニア・アドバイザー
取 締 役	松 沢 伸 也	塩野義製薬(株)法務部顧問
常 勤 監 査 役	櫻 井 勤	
監 査 役	高 見 秀 一	ヒューマン法律事務所弁護士
監 査 役	杉 本 茂 次	杉本茂次公認会計士事務所公認会計士、(株)イオンファンタジー社 外監査役、(株)イオン銀行社外監査役、日鉄物産(株)社外監査役
監 査 役	安 藤 雅 則	日本製鉄(株)参与関係会社部長 (日鉄建材(株)監査役)

- (注) 1. 石川博紳氏及び松沢伸也氏は、社外取締役であります。
2. 高見秀一氏及び杉本茂次氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役石川博紳氏、社外取締役松沢伸也氏、社外監査役高見秀一氏及び社外監査役杉本茂次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 社外監査役杉本茂次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 岩崎正樹氏及び藤井浩二氏は、2020年6月25日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- (2) 奈良廣和氏は、2020年6月25日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
- (3) 2020年6月25日開催の第42回定時株主総会において、野村泰介氏及び今中一雄氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
- (4) 2020年6月25日開催の第42回定時株主総会において、杉本茂次氏が監査役新たに選任され、就任いたしました。
- (5) 当事業年度中に取締役の地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況）を以下のとおり変更いた

しました。

氏名	地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況）	
	変更後	変更前
若月 輝行	常務取締役、商品企画部長	取締役、商品企画部長
中島 克英	取締役、営業に関する事項管掌、販売・物流企画部長、輸出部長、名古屋支店長	取締役、営業（海外を含む）、販売・物流企画に関する事項管掌、販売・物流企画部長、名古屋支店長
小野 健太郎	取締役、経営企画・総務・財務・関係会社管理に関する事項管掌、財務部長	取締役、総務・財務・関係会社管理（海外を含む）に関する事項管掌

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	183	174	9	-	10
（うち社外取締役）	(16)	(16)	(-)	(-)	(2)
監査役	36	36	-	-	4
（うち社外監査役）	(16)	(16)	(-)	(-)	(3)
合計	220	211	9	-	14
（うち社外役員）	(32)	(32)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1. 役員報酬を支給していない監査役は含まれておりません。
 2. 上記には2020年6月25日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、辞任した監査役1名を含んでおります。
 3. 上記のほか社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は8百

万円です。

②業績連動報酬等に関する事項

イ. 業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容および選定した理由

当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく、当社グループの収益力を示す連結経常損益を業績指標としております。

ロ. 業績連動報酬等の額または数の算定方法

業績連動報酬等の額は、連結経常損益の前年度実績に応じ、固定報酬に対して、原則、0～20%の範囲で変動させます。

ハ. 業績連動報酬等の額または数の算定に用いた業績指標

2020年度の取締役の報酬の決定に用いた指標の前年度実績は、連結経常損益67.5億円となっております。

③非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

④報酬等の定めに関する事項

イ. 株主総会の決議日

2016年6月27日開催の第38回定時株主総会

ロ. 当該決議の内容の概要

取締役の報酬限度額…年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）、
監査役の報酬限度額…年額6千万円以内

ハ. 当該決議に係る会社役員の数

取締役 7名（うち社外取締役1名）、監査役 4名

⑤報酬等の決定方針に係る事項

イ. 取締役

求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して定めた役位別の固定報酬額に加え、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく、当社グループの収益力を示す連結経常損益の前年度実績に応じて一定の範囲で変動させる業績連動報酬から構成されており、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役

に係る報酬の額を決定することとしております。

当社の業績連動報酬は、単年度の連結業績を反映する短期業績連動報酬とし、前年度の連結経常損益実績に応じて、固定報酬に対し、原則、0%～20%程度の範囲で支給額が変動する取締役会において定めた年額の金銭報酬としております。

なお、社外取締役については、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬支給時期については、年額で定められた報酬を12等分した額を毎月支払っております。

取締役の報酬の割合や個人別の報酬の決定に関する方針については、独立社外取締役、独立社外監査役および社長をメンバーとする「役員人事・報酬会議」を設置し、同会議において独立社外役員から適宜、適切な関与や助言を求めており、その意見を踏まえた上で取締役会において決定しております。

また、取締役会は各取締役の役位及び前年度の連結経常損益実績を踏まえて、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、上記決定方針に沿うものと判断しております。

ロ. 監査役

役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る報酬の額を、監査役の協議により決定しております。

- ⑥取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
記載すべき事項はありません。

②当事業年度における取締役の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動内容・期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	石 川 博 紳	当事業年度開催の取締役会に15回中15回出席いたしました。 主に総合商社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、役員人事・報酬会議に出席し、豊富な企業経験及び専門の見地から、客観的・中立的に当社の役員候補者の選定や役員報酬等について適切な助言を述べております。
取 締 役	松 沢 伸 也	当事業年度開催の取締役会に15回中15回出席いたしました。 主に他社における豊富な業務知識と企業法務に係る経験から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、役員人事・報酬会議に出席し、豊富な企業経験及び専門の見地から、客観的・中立的に当社の役員候補者の選定や役員報酬等について適切な助言を述べております。

③当事業年度における監査役の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 内 容
監 査 役	高 見 秀 一	当事業年度開催の取締役会に15回中14回、監査役会に13回中13回出席いたしました。 主に弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、役員人事・報酬会議に出席して適切な助言を述べられています。
監 査 役	杉 本 茂 次	2020年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会に12回中12回、監査役会に10回中10回出席いたしました。 主に公認会計士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、役員人事・報酬会議に出席して適切な助言を述べられています。

(注) 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務についての対価を支払っております。
4. 当社の子会社である東京鋼鐵株式会社は、会社法第328条第2項に基づき、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
5. 当社の子会社であるPT. KRAKATAU OSAKA STEEL (KOS社) は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項及び当期における当該体制の運用状況は、以下のとおりです。

1) 内部統制システムの基本方針

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、財務報告の信頼性と業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、企業統治を一層強化する観点から、かかる体制の継続的改善を図る。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全衛生、環境・防災等の業務遂行上のリスクや財務報告の信頼性等に関するリスクについて、当該リスクの管理を担当する部門（以下、機能部門という。）は、規程等の整備及び社員への周知徹底を図り、それに基づくリスクマネジメント活動を行う。

工場長、支店長、部長（以下、各部門長という。）は、自部門におけるリスクの把握・評価の上、関連する規程等の遵守・徹底を図る。その遵守状況等のモニタリングは、機能部門及び総務部門が実施し、リスクマネジメント活動の継続的な改善に努める。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに召集し、必要な対応を行う。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画や設備投資・投融資等の重要な執行事項については、經常予算、設備予算等に関するそれぞれの全社委員会の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく職務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。また、組織規程・職務権限規程・業務分掌規程において各部門長の権限・責任を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備することとし、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令・規程違反行為の未然防止に努めるとともに、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに総務部長に報告する。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施等、社員に対する教育体制を整備・充実する。

総務部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。

また、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を含む業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令・規程違反行為等を行った社員については、懲罰委員会において、社員就業規則に基づき懲戒処分を行う。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社のグループ会社は、当社の経営理念・行動指針に基づき事業戦略を共有し、企業集団として一体となった経営を行う。

当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

総務部長は、各部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

総務部門及び財務部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、

決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総務部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

二. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、その結果を取締役に報告する。

⑦ 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを行わない。

総務部長は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。監査役がその職務の補助を求めた場合、総務部門及び財務部門等がこれを行うこととする。補助する総務部門及び財務部門等は監査役の指示のもとで業務を行う。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2) 運用状況の概要

①運用体制

当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、当社総務部に自律的内部統制活動の企画・推進を担当する内部統制グループを設置するとともに、各分野のリスク管理を担当する機能部門を設置しております。グループ会社においては、リスクマネジメント責任者及びリスクマネジメント担当者を配置しております。

この体制の下、以下のとおり内部統制システムを運用しております。

②具体的な運用状況

イ. 内部統制計画

法令改正や経営環境変化等を踏まえ、毎年3月に当社グループ全体の内部統制に関する年度業務計画を策定しております。この計画には、基本方針、内部監査計画及び教育計画等が含まれています。

ロ. 自律的内部統制活動

当社各部門・グループ会社が業務の特性と内在するリスクを踏まえ、自律的に内部統制活動を実施しています。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育、自主点検・第三者モニタリングの実行、及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害及び法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに総務部長に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制グループが集約し、当社グループ内で共有化するとともに、各部門・グループ会社において類似リスクの点検を実施しております。

ハ. 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリストによる内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部統制グループ及び各機能部門が実施しております。

また、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族等を対象とした内部通報・相談窓口を社内及び外部専門機関に設置・運用するとともに、当社及び主要なグループ会社において社員意識調査アンケートを実施し、これらの内容を会社施策に反映しております。

二. 評価・改善

内部統制システムの運用状況については、リスクマネジメント委員会において確認

するとともに、取締役会に報告しております。当該委員会は、経営幹部・当社及びグループ会社のリスクマネジメント責任者等で内部統制システムの運用状況を共有するとともに、今後の方針を審議しております。加えて、各部門の管理者層及びグループ会社のリスクマネジメント担当者を含めたリスクマネジメント連絡会を開催し、当該委員会における情報の共有や方針の徹底を行っております。また、各年度の内部統制活動の実施状況や内部監査の結果に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性を当該委員会が評価した上で、取締役会に報告しております。

当社はこの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制に関する業務計画に反映しております。

ホ. 教育・啓発

当社及びグループ会社において、内部統制に関する教育として、新入社員から経営幹部までを対象とした各種講演会、eラーニング等を実施しており、これらの教育活動を通じて、内部統制の重要性や考え方に関する啓発に取り組んでおります。

ヘ. 監査役・会計監査人との連携

総務部長は、監査役に必要の都度、内部統制の状況を報告するとともに、リスクマネジメント委員会においても報告及び意見交換を行っております。

また、会計監査人との間では財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的及び必要の都度、報告及び意見交換を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していくべきものと考えております。

当社の属する普通鋼電炉業界は、主原料のスクラップ価格及び主要製品の市況変動が大きく、これにより業績が大きく影響されます。当社は、こうした業界にあって経営基盤の長期安定に向けた揺るぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指します。

この方針のもと、当事業年度の配当金は、期末配当金を1株当たり7円とし、中間無配と合せて年間7円とさせていただきます。

なお、当社は剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	118,028	流動負債	35,978
現金及び預金	4,002	支払手形及び買掛金	14,384
受取手形及び売掛金	19,019	短期借入金	12,086
棚卸資産	19,010	1年内返済予定の長期借入金	2,975
未収入金	7,386	未払金	4,705
関係会社短期貸付金	10,000	未払法人税等	320
預け金	58,618	修繕引当金	566
その他	126	その他	938
貸倒引当金	△135		
固定資産	77,214	固定負債	10,749
有形固定資産	75,103	長期借入金	7,084
建物及び構築物	8,620	繰延税金負債	1,629
機械装置及び運搬具	24,865	退職給付に係る負債	1,713
工具器具及び備品	2,048	事業構造改善引当金	223
土地	35,348	その他	98
建設仮勘定	4,220		
無形固定資産	40	負債合計	46,727
その他	40		
投資その他の資産	2,070	(純資産の部)	
投資有価証券	745	株主資本	145,925
長期貸付金	0	資本金	8,769
退職給付に係る資産	365	資本剰余金	10,355
繰延税金資産	235	利益剰余金	131,337
その他	723	自己株式	△4,536
		その他の包括利益累計額	381
		その他有価証券評価差額金	303
		繰延ヘッジ損益	△70
		為替換算調整勘定	△91
		退職給付に係る調整累計額	239
		非支配株主持分	2,207
		純資産合計	148,514
資産合計	195,242	負債・純資産合計	195,242

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		76,601
売 上 原 価		68,487
売 上 総 利 益		8,114
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,701
営 業 利 益		1,413
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	212	
雑 収 益	570	783
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	394	
雑 損 失	497	891
経 常 利 益		1,304
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	248	248
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,552
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	619	
法 人 税 等 調 整 額	288	907
当 期 純 利 益		645
非支配株主に帰属する当期純損失		252
親会社株主に帰属する当期純利益		897

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,769	10,904	131,218	△4,536	146,355
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△778		△778
親会社株主に帰属する当期純利益			897		897
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△0	0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△548			△548
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△548	119	0	△429
当 期 末 残 高	8,769	10,355	131,337	△4,536	145,925

(単位：百万円)

項 目	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	300	24	△56	△186	81	1,957	148,394
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△778
親会社株主に帰属する当期純利益							897
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							0
連結子会社株式の取得による持分の増減							△548
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	△94	△34	425	299	249	549
当 期 変 動 額 合 計	2	△94	△34	425	299	249	119
当 期 末 残 高	303	△70	△91	239	381	2,207	148,514

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	95,122	流動負債	39,520
現金及び預金	24	買掛金	7,594
売掛金	8,581	短期借入金	3,599
製品	3,569	未払金	2,701
半製品	1,923	未払法人税等	271
原材料	1,562	預り金	24,353
仕掛品	299	修繕引当金	566
貯蔵品	3,419	その他	432
未収入金	7,034		
関係会社短期貸付金	10,000	固定負債	4,243
預け金	58,618	長期借入金	1,133
その他	89	繰延税金負債	1,066
		退職給付引当金	1,512
固定資産	74,424	事業構造改善引当金	223
有形固定資産	49,100	その他	307
建物	4,062	負債合計	43,763
構築物	949		
機械及び装置	11,274	(純資産の部)	
車輛及び運搬具	35	株主資本	125,485
工具器具及び備品	1,352	資本金	8,769
土地	27,612	資本剰余金	11,771
建設仮勘定	3,813	資本準備金	11,771
無形固定資産	6	利益剰余金	109,481
その他	6	利益準備金	527
投資その他の資産	25,317	その他利益剰余金	108,953
投資有価証券	706	資産圧縮積立金	4,569
関係会社株式	19,586	特別積立金	35,300
関係会社長期貸付金	4,732	繰越利益剰余金	69,084
その他	292	自己株式	△4,536
		評価・換算差額等	298
		その他有価証券評価差額金	298
		純資産合計	125,783
資産合計	169,547	負債・純資産合計	169,547

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		52,392
売 上 原 価		46,712
売 上 総 利 益		5,679
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,074
営 業 利 益		1,604
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	659	
雑 収 益	507	1,167
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70	
雑 損 失	564	634
経 常 利 益		2,137
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	248	248
税 引 前 当 期 純 利 益		2,385
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	410	
法 人 税 等 調 整 額	147	557
当 期 純 利 益		1,827

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,769	11,771	11,771
当 期 変 動 額			
積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当 期 末 残 高	8,769	11,771	11,771

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計	自己株式	株主資本計
	利 益 剰 余 金	その他利益剰余金						
特別償却 準備金		資産圧縮 積立金	特 別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	527	15	4,586	35,300	68,002	108,431	△4,536	124,436
当 期 変 動 額								
積立金の取崩		△15	△16		32	—		—
剰余金の配当					△778	△778		△778
当期純利益					1,827	1,827		1,827
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	△15	△16	—	1,081	1,049	0	1,049
当 期 末 残 高	527	—	4,569	35,300	69,084	109,481	△4,536	125,485

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高		295	124,731
当 期 変 動 額			
積立金の取崩			—
剰余金の配当			△778
当期純利益			1,827
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		2	2
当期変動額合計		2	1,051
当 期 末 残 高		298	125,783

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

大阪製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸田 卓 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

大阪製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸田 卓 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部統制グループ、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日


大阪製鐵株式会社	監査役会	
常勤監査役	櫻井勤	Ⓧ
社外監査役	高見秀一	Ⓧ
社外監査役	杉本茂次	Ⓧ
監査役	安藤雅則	Ⓧ

以上

株主総会会場ご案内図


会場 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
当社本店会議室

下車駅

 JR大阪環状線・
地下鉄長堀鶴見緑地線「大正駅」



市バス 大正橋発

-  ・鶴町四丁目行、西船町行
南恩加島停留所下車
徒歩約10分
- ・鶴町四丁目(小林公園前経由)行
「94系統」
南恩加島一丁目停留所下車
徒歩約1分

※「94系統」は平日午前8時台には25分、午前9時台には3分と1本ずつとなっております。

昨年より、当日ご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

